

声 明

近く国際連合の提唱により国際原子力機関が設立
され運びとなり、わが国が原子力後進国を代表し、
理事国として参加出来ることとなつたのはかねてよ
り原子力開発の三原則の確立を主張して来たわれわ
れとして誠に喜ばしいことである。
最近わが国において早急に特定国と動力協定を締
結せんとする動きがあるが、これは将来におけるわ
が国の原子力開発の健全な発展を制限し、国際機関
での高い地位を低める結果となり、ひいては世界の
原子力開発に対する大きな障害となる恐れがある。
よつてわれわれは特定国との動力協定の締結は、
少くとも国際機関の発足までは待つべきものと考
える。

一九五六年十月三十日

素粒子論グループ

c112-035-005

STATEMENT ISSUED AT THE GENERAL CONVENTION
OF THE ELEMENTARY PARTICLE THEORY GROUP
October 30, 1956,
Kyoto, Japan

According to the proposal of the United Nations, the International Agency of the Atomic Energy will be settled soon and our country has been nominated as one of the board countries in the Agency, representing the underdeveloped countries as to civilian uses of the atomic energy. It is our great pleasure to hear such a news, because we have convinced and declared that the three principles* are absolutely indispensable for the development of the atomic energy.

Regretfully we feel recently some movement that an agreement between our country and a special country concerning power reactors will be made as soon as possible. However, such an agreement seems to suppress the sound development of the atomic energy and to degrade our country from her highly estimated status in the International Agency, so that it may become a serious hindrance against the development of the atomic energy in the world.

Therefore we would like to state that making such an agreement with a special country should be postponed, at least, to the date when the International Agency will be started.

* cf.

十月三十日、素粒子論グループの懇談会は別紙の
な声明文を決議し、広く各方面に訴えることにな
りました。
つきましては原子核特別委員の方々にも、この向
題に対する各地の意見を集めて頂き、来る十五日に
開かれます原子核特別委員会で討論して頂ければ幸
いに存じます。

一九五六年十一月四日

原子核特別委員会委員長朝永振一郎

声 明

近く国際連合の提唱により国際原子力機関が設立され、運びとなり、わが国が原子力後進国を代表し、理事国として参加出来ることとなったのはかねてより原子力開発の三原則の確立を主張して来たわれわれとして誠に喜ばしいことである。

最近わが国において早急に特定国と動力協定を締結せんとする動きがあるが、これは将来におけるわが国の原子力開発の健全な発展を制限し、国際機関での高い地位を低める結果となり、ひいては世界の原子力開発に對する大きな障害となる恐れがある。

よってわれわれは特定国との動力協定の締結は、少くとも国際機関の発足までは待つべきものと考へる。

一九五六年十月三十日

素粒子論グループ

資料

素粒子論不列士は十月三十日、物理学会分科会での素粒子論懇談会において、最近政府が米口との間に達めてゐる原子力協力協定の締結は時期尚早であるとの観点から、別紙のようは反弁を述べ、広く各方面によびかけることになりました。

最近米口政府が提示した協力協定草案の主な内容が新聞紙上に発表されましたが、十一月二十五日付、朝日、読売朝刊)このほかで特に次のようは疑問点であると思われれます。

- 一、協定の有効期間が十年である。(オニ條(A))
 - 二、協定の対象は、研究用、初歩実験用及び発電用原子炉の開発、設計、運転、保健、安全、その他学術研究用とする。(オ四條)
 - 三、原子燃料の成形加工は米口の指定するところで行い、使用済み燃料要素は米口の指定した施設で処理する。(オ八條)
 - 四、原子炉内で作り出されたプルトニウムなどの特殊物質は米口が優先的に買付ける。(オ十條)
 - 五、原子燃料及び燃料要素について日本が協定とおりに行つてゐるかどうかを、米口は査察することができる。協定に違反した時は、協定を年々入れられた資料、設備、装置をも返さねばならなくなる。(オ十條)
 - 六、口際原子力発電ができた場合、この協定を修正することができる。意見が一致しない時はこの協定を放棄し、原料物質及び特殊物質を米口に返却しなければならなくなる。(オ十二條)
- このよう協力協定の締結は、わが口の原子力開発に種々の制限を加え、特に自主的の研究に大きな支障をきたす恐れがあります。このことは日本学術会評の三原則、及びそれと同じ趣旨をうけてゐる原子力基本法などから考えても、好ましいことではないと思ひます。